

令和6年度 事業計画

令和6年4月1日～令和7年3月31日

I はじめに

現在、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがいの充実等を目指した地域共生社会の実現を目標に様々な取組が行われています。人口減少により地域コミュニティが希薄になっている中、高齢者の活躍を期待する声が上がっていますが、いまだに地域社会に馴染めない方も多くいるのが現実です。幸手市シルバー人材センターでは、高齢者の社会参加の入り口として、生きがい就労や余暇活動、ボランティア活動等の積極的な参加を呼びかけ、多くの会員確保に努め、地域共生社会の実現に寄与してまいります。

昨今、社会情勢等の変化に伴い、法律等の整備が頻繁に行われています。令和5年10月1日から適格請求書等保存方式（インボイス制度）がスタートし、令和6年秋には特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（フリーランス新法）が施行される見通しとなっています。いずれも当センターの運営にあたって、非常に厳しい状況が想定されます。

当センターとしては、持続可能な事業運営を行うため、幸手市が行った指定管理者の募集に応募し、今回、幸手市営釣場神扇池の指定管理者として指定されました。当センターとしては、今後も多様な就業機会の確保を図るため、様々な情報を収集・研究し、お客様が納得して発注していただけるよう、誠意をもって提案してまいります。

結びに、令和6年度におきましても、会員の増強、就業機会の拡大、安全・適正就業の推進、組織運営体制の整備といった事業を着実に進め、幸手市シルバー人材センターが受け継いできた、様々な経験を活かしつつ、全シ協・連合本部さらには幸手市のご指導の下、幸手市シルバー人材センターが地域からより一層期待される魅力あるセンターづくりに向け会員及び役職員が一丸となってセンター事業の運営推進に取り組んでまいります。

II 基本方針

働くことを通じて生きがいを得るとともに、地域社会の活性化に貢献するため組織の充実を図る。

- (1) 普及啓発を推進し、積極的に広報活動を展開する。
- (2) 入会の促進と就業機会の確保に努める。
- (3) 安全就業を徹底し、事故防止・健康管理に努める。
- (4) 研修の機会を推進し、知識技能の向上を図る。
- (5) 地域班・職群班ごとに定期的に会合を行い環境の充実を図る。
- (6) 運営体制の充実と事務の効率化を図る。
- (7) 会員相互の連携と事務局との連帯を図る。

Ⅲ 事業実施計画

総務・安全・普及啓発・会報編集の各委員会及び、それぞれの作業部会を通し、以下に掲げる活動の推進を図る。

(1) 普及啓発活動の推進

- 1 センター広報紙「シルバーさって」をはじめ、会報紙「連絡船」の発行、また、ホームページの活用等、センターのPRを計画的に実施する。
- 2 共働・共助の精神でボランティア活動を行い公共施設等の美化に協力するとともに各種イベントに積極的に参加する。
- 3 シルバー祭り等を開催し、組織の活性化及びセンターの存在感をアピールする。
- 4 指定管理施設専用のホームページ等を作成し、施設のPRを積極的に行う。

(2) 入会の促進と就業機会の確保

- 1 会員募集チラシの市内全戸配布を行うとともに、毎月定期的に入会説明会を行うことで会員の増員に努める。
- 2 就業及びその他の社会参加活動を推進するため随時就業相談等に対応する。
- 3 「I会員ひとり紹介キャンペーン」を継続する。
- 4 役員や会員からの就業提供を促進し、就業開拓と就業機会の拡大に努める。
- 5 いきいき埼玉の実施事務所として、シルバー派遣事業を積極的に推進する。
- 6 女性部会の活動を促進し、市民を含めた女性向けの行事の開催及び女性会員の確保と女性会員の活躍の場の拡大を図る。
- 7 会員からの個別相談を積極的に受け、就業マッチングの高度化を図る。
- 8 倶楽部の活動を通じ、会員同士の親睦や交流の推進を図り、就業以外の魅力を発信する。

(3) 安全就業を徹底し、健康管理に努める

- 1 「安全はすべてに優先する！」を合言葉に、事故ゼロ達成に努める。
- 2 交通安全・生活安全の講習会を開催し、自己管理や安全意識の徹底を図る。
- 3 安全委員会と連携し、装備品の点検及び就業先の巡視を行い、事故防止の徹底を図る。
- 4 安全就業に関する研修を行う。
- 5 会員自らが体力・健康状態を知り、適正に就業できる体制を推進する。

(4) 研修の機会を推進し、知識技能の向上を図る

- 1 シルバー人材センターの基本理念に基づき、公益社団法人としての法令の遵守や情報開示の励行など、良好な管理体制を構築する。
- 2 会員の知識・技能の向上を図るため、各種研修会を開催する。

(5) 地域班・職群班の充実を図る

- 1 地域班の活動方針の検討を行う。
- 2 職群班要綱に基づき、班ごとに定期的な会合を実施し就業体制を整える。

(6) 運営体制の充実と事務の効率化

- 1 事業運営を抜本的に見直し、運営体制の充実を図る。
- 2 センター事業の再確認作業を進め、運営組織の検証などセンター事務局体制の充実を図る。
- 3 指定管理施設の運営状況を精査し、適正な管理を行う。
- 4 役員・会員は、職員とともに事業運営に積極的に参画し、効率的な事業運営を図る。
- 5 会員に対してデジタル化を推進し、事務の効率化と経費削減を図る。

(7) 会員相互の連携と事務局との連携

- 1 会員及び理事が主体となり、業務を分担し、事業の運営に参画してセンターの事業発展に努める。
- 2 センターにおける仕事の受注は、会員から付託を受けた事務局が一括してその交渉に当たるものとし、会員と事務局は連携を密にする。
- 3 職域を同じくしている会員は、相互に連携を図り、事あるときはセンター事務局に必ず、報告・連絡・相談を行う。